

子ども子育て支援新制度における当園の位置づけと 幼児教育無償化について

平成27年度より「子ども子育て支援新制度」が施行され、幼稚園や保育所は幼児教育に携わる施設として、「認定こども園」に移行するのか、(当園の場合)学校法人の私立幼稚園として残るのか、という選択を迫られました。当園は、新制度下の幼稚園(幼稚園型認定子ども園)に移行することを視野に入れ検討を重ねましたが、現在移行を見送るという選択をしております。従来通りの私学助成による学校法人の私立幼稚園として、独自の教育理念に基づき、子どもたちによりよい環境と多様な活動の機会を提供するべく日々の保育を行っております。

そんな中、子育て世帯に対する公的支援の制度は近年飛躍的に充実し、2019年10月より幼児教育完全無償化がスタートします。これにより、新制度に移行する、しないに関係なく、全ての幼児教育機関に通う満3歳から5歳の子どもを対象に、毎月25,700円を上限として、保育料が公的資金により園に支払われ、保護者負担が大幅に軽減されることになりました。実質保護者にご負担頂くのは保育料以外の納付金(給食費、母の会々費、利用者のみスクールバス利用費)ということです。

幼児教育完全無償化の給付内容としては、保育料以外に、預かり保育利用料に対する助成や給食費に関する補足給付などもあります。詳細は以下の通りです。

○無償化のための認定の種類 (給付を受けるために認定が必要です!)

新1号 教育の必要な満3～5歳の子ども
(新2号該当者以外の在園児)

新2号 保育の必要性が認められる満3～5歳の子ども
(両親の就労などの理由で預かり保育の利用が必要となる在園児)

○認定による給付内容(当園の場合)

新1号 保育料 **25,000円**

新2号 保育料 **25,000円 + 預かり保育料450円 × 利用日数**

○預かり保育に関する無償化(助成給付)

保護者が就労証明書など、家庭での保育が難しいことを証明する添付書類をつけて認定申請を行い、新2号認定を受けることで園にお支払い頂いた預かり保育料のうち1日450円(月額11,300円を上限)が大阪市より返金されます。

○その他の補足給付

年収360万円未満世帯と全所得階層の第3子を対象に、毎月実費で保護者にご負担いただく給食費のうち、副食費(おかずの材料代2,100円)については園が大阪市に請求することで、保護者の支払額から減免されます。該当者は毎月給食管理費を含む主食費2,500円のみ給食費として園にお支払い頂くこととなります。

認定申請書の配布及び提出やその他の無償化にかかる申請手続きは園が一括して行います。入園手続きをされた方には後日ご案内致しますが、ご不明な点は園にお問い合わせ下さい。

